

**郵政事業のユニバーサルサービスコストの  
算定の意義、必要性、算定結果の活用可能性等**

平成 2 9 年 3 月

## (1) ユニバーサルサービスコストを明らかにする意義、必要性をどのように考えるか

### 考え方案

- ユニバーサルサービスコストは、ユニバーサルサービス義務に係る負担を定量的に明らかにするもの。
- ユニバーサルサービスの提供を義務づけている分野において、その義務に係る負担を明らかにすることは、ステークホルダー（国民・利用者・事業者の株主等）に対する説明、ユニバーサルサービス確保のために必要な政策的措置や事業者の経営努力に係る検討等に資すると考えられる。
- 我が国では、事業者が提供するユニバーサルサービスの維持に関する大局的な判断材料を得るため、総務省の情報通信審議会において、ユニバーサルサービスコストの算定を行った。
- 諸外国では、おおむね、①規制当局が政策判断の材料とすること、②事業者が自らの負担を明らかにして支援措置要望の材料とすることを目的として、ユニバーサルサービスコストの算定が行われている。

(2) 規制当局がユニバーサルサービスコストを明らかにする場合、その意義・必要性・活用可能性についてどのように考えるか

<p>考え方案</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 規制当局は、ユニバーサルサービスとして提供を義務づけるサービスの具体的な内容・水準について政策判断を行い、事業者におけるサービス提供を監督する立場にある。</li><li>● この立場からは、自らの行う政策判断や監督上の措置（規制緩和、サービス内容・水準の変更、料金変更の妥当性の評価等）の判断材料とすること、国民・利用者への情報開示等が考えられる。</li></ul>
<p>構成員の 主な意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● <u>規制当局は、自らの行う政策判断や監督上の措置の判断材料とすることはもとより、ユニバーサルサービスに係る負担に関する国民・利用者への情報開示等のためにも、定期的にユニバーサルサービスコストを算定し公表するべきではないか。</u></li></ul>

(3) ユニバーサルサービス事業者がユニバーサルサービスコストを明らかにする場合、その意義・必要性・活用可能性についてどのように考えるか

<p>考え方案</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● ユニバーサルサービス事業者は、公的に義務づけられたユニバーサルサービスの提供を担う立場にある。</li><li>● ユニバーサルサービスの提供は、企業的経営の下で行われるものである以上、①企業的経営の下における採算性・経営上の負担を明確にすること、②利用者・株主等にその情報を開示すること、③その負担は独力で賄うことが困難である場合に一定の支援を求めること等が考えられる。</li><li>● 欧州では、ユニバーサルサービス確保のための措置として、事業者や国庫からの支出によるユニバーサルサービス基金の制度を採ることがEU指令で認められており、国庫で賄う基金の制度が運用されている国では、事業者は支援を要する金額を明らかにするためコスト算定を行っている。</li></ul>
<p>構成員の 主な意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 我が国においては、少子高齢化も人口減も急速であり、地域の限界集落化も著しいという急速な社会環境の変化が続いている。 このような状況を踏まえると、事業者は、<u>ユニバーサルサービスの提供義務を負いつつ経営を行う立場にある以上、その採算性・経営上の負担を明確にした上で、利用者・株主等にその情報を開示し理解を得るため、定量的なユニバーサルサービスコストの算定と公表を積極的に進めていくべきではないか。</u></li></ul>

### (1) ユニバーサルサービスコストの算定はどの主体が行うべきと考えるか

<b>考え方案</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 我が国においては、総務省の情報通信審議会において、ユニバーサルサービスコストを算定している。なお、事業者自らは算定していない。</li><li>● 諸外国においては、おおむね次の二つに大別される。<ul style="list-style-type: none"><li>－ 政策判断の参考とする場合：規制当局が算定</li><li>－ 支援措置を講ずる場合：ユニバーサルサービス事業者が算定</li></ul></li></ul>
<b>構成員の 主な意見等</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● イギリスのように<u>規制当局側がアドホックに算定する考え方もある。</u></li></ul>

### (2) 規制当局が算定する場合、どのような課題が考えられるか

<b>考え方案</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 規制当局は実際に事業を行っているわけではないため、ユニバーサルサービス事業者から必要なデータの提供を受けることが不可避。</li><li>● このデータ提供を、規制当局と事業者の協力関係によって行う場合と、規制当局が事業者に義務づけることによって行う場合が考えられる。</li></ul>
<b>構成員の 主な意見等</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 現状は、事業者が数値を提出しない限りユニバーサルサービスコストの算定はできないとの規制体側の限界があり、その範囲でしか行えないことの課題が示されたものと認識。 我が国において、諸外国で採用されているような基金や国庫補助などの支援措置がない現状では、<u>任意で提供が得られるようなレベルでのデータを基に算定を行うしかない</u>と思う。</li></ul>

### (3) ユニバーサルサービス事業者が算定する場合、どのような課題が考えられるか

<p><b>考え方案</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営上の説明責任を果たす、経営効率化のため一定の措置を行う材料とするなど、事業者自身の行う措置のために算定する場合、事業者自身にとっての適正性の確保が必要。</li> <li>● 基金制度や補助金制度の導入、サービスの内容・水準やその料金の変更など、政府や利用者に影響が及ぶ措置のために算定する場合、その算定結果の客観性の確保が必要。諸外国では、政府からの支出額を決定するために行うコスト算定について、事業者の算定したものを規制当局が審査するといったことが行われている例もある。</li> </ul>
<p><b>構成員の 主な意見等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>社会環境の急速な変化が続いている現状では、ユニバーサルサービス事業者は、自らの経営努力だけでユニバーサルサービスの提供ができなくなる可能性が十分にある。</u> その場合のユニバーサルサービスの確保方策に係る検討材料を整えておく必要があり、<u>日本郵便は、主体的にユニバーサルサービスコストの算定と公表を進めるべきであり、また、規制当局側がコスト算定を行う場合にもその作業に協力するべきではないか。</u></li> </ul>

#### (1) ユニバーサルサービスコストを算定する頻度について、どのように考えるか

<p>考え方案</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 我が国においては、総務省の情報通信審議会において、平成25年度（2013年度）のデータに基づき試算を行い、その結果を平成27年度（2015年度）に公表した。</li><li>● 諸外国においては、毎年定期的実施している国とアドホックに実施している国がある。前者は、支援措置が導入されていて、その運用のために事業者が毎年算定を行っている例が多い。</li></ul>
<p>構成員の 主な意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● モデルのベースとなる事業経営や業務運行体制は急速に変化する。将来予測の基礎となる社会環境の変化も同様。算定までに大がかりな時間とコストをかけるのなら、<u>毎年計算できる仕組み作りが必要ではないか。</u></li><li>● 当時の情報通信審議会においてユニバーサルサービスコストの試算値を公表すると判断した意味は非常に大きいですが、その算定から公表に至るまでの検討に時間がかかった。<u>標準化されたパターンがあれば毎年の算定は可能になると思うので、それも視野に入れながら検討が必要。</u></li><li>● 業務運行体制の将来的な変化に関する推測に基づいてモデルを構築することは現実的に無理だと思うので、<u>アメリカのように毎年算定するのがベストではないか。</u></li><li>● <u>諸外国の例にあるとおり、目的に応じて算定の頻度は異なるのが自然と思う。ただし、頻度を高めるために精度の低いモデルを用いて結果の妥当性を損なうのは、本末転倒に思う。</u></li></ul>



#### (2) 規制当局が算定する場合、どの程度の頻度で行うことが適当と考えられるか

<b>考え方案</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 米国では法令により毎年の算定が義務づけられている一方、英国では規制当局がアドホックに算定している。</li><li>● ユニバーサルサービスを確保するための政策的措置（規制緩和、サービス内容・水準の変更、料金変更の妥当性の評価等）を行う場合には、その措置の影響について定量的に評価するためコスト算定を行う意義があるのではないか。</li><li>● ただちに政策的措置をとらないとしても、ユニバーサルサービスの現状について定量的に把握し国民に対して明示するために定期的にコスト算定を行うことも考えられるのではないか。</li><li>● いずれの場合も、事業者からのデータ提供が必須であり、そのための措置が必要。</li></ul>
<b>構成員の 主な意見等</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 社会環境の変化が乏しい国家の場合には、ユニバーサルコストの算定は不定期であってもそれほど問題はないであろう。しかし、我が国のように、<u>少子高齢化も人口減も急速であり、地域の限界集落化も著しいという社会環境の変化が急速な国家においては、定期的にユニバーサルコストの算定を行う必要があると思う。</u></li></ul>

#### (3) ユニバーサルサービス事業者が算定する場合、どの程度の頻度で行うことが適当と考えられるか

<b>考え方案</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 支援措置が導入されている国では、その運用のために毎年行っている例が多い。</li><li>● 支援措置が導入されていない場合も、ユニバーサルサービスの提供に伴う負担が経営努力だけではまかない得ない状態になった場合に支援措置を要望するために算定を行うことは考えられるのではないか。</li></ul>
<b>構成員の 主な意見等</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● <u>社会環境の変化が乏しい国家の場合には、ユニバーサルコストの算定は不定期であってもそれほど問題はないであろう。しかし、我が国のように、少子高齢化も人口減も急速であり、地域の限界集落化も著しいという社会環境の変化が急速な国家においては、定期的にユニバーサルコストの算定を行う必要があると思う。(再掲)</u></li></ul>